

令和 2 年 9 月 3 0 日
総合政策局公共事業企画調整課
大臣官房公共事業調査室

「建設リサイクル推進計画 2020 ～「質」を重視するリサイクルへ～」の策定について

社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会 建設リサイクル推進施策検討小委員会（委員長：勝見武 京都大学教授）の審議を経て、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策をとりまとめた「建設リサイクル推進計画2020 ～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定しました。

国土交通省は、これまで建設リサイクルや建設副産物の適正処理を推進するため、建設リサイクル推進計画を定期的に策定し、各種施策を展開してまいりました。

その結果、建設廃棄物のリサイクル率について、1990 年代は約 60%程度だったものが、2018 年度は約 97%となっており、1990 年代から 2000 年代のリサイクル発展・成長期から、維持・安定期に入ってきたと考えられ、今後は、リサイクルの「質」の向上が重要な視点となると想定されます。

今般、このような背景を踏まえ、「建設リサイクル推進計画 2020 ～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定しましたので公表いたします。

＜建設リサイクル推進計画 2020 のポイント＞

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」(※)の向上が重要な視点

(※)より付加価値の高い再生材へのリサイクルを促進するなど、リサイクルされた材料の利用方法に目を向ける

- ・建設副産物の再資源化率等に関する 2024 年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- ・主要課題を 3 つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- ・新規施策として、「廃プラスチックの分別・リサイクルの促進」、「リサイクル原則化ルールの改定」、「建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用」に取り組む
- ・これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

＜添付資料＞

1. 「建設リサイクル推進計画 2020」（概要）
2. 「建設リサイクル推進計画 2020」（本文）

【問い合わせ先】

総合政策局 公共事業企画調整課 インフラ情報・環境企画室

建設副産物・施工環境係長 福井

電話 03-5253-8111（内線 24525） 直通 03-5253-8271 FAX 03-5253-1551

大臣官房 公共事業調査室 主査 増田

電話 03-5253-8111（内線 24294） 直通 03-5253-8258 FAX 03-5253-1560

1. 建設リサイクル推進計画とは

- ・建設副産物のリサイクルや適正処理等を推進するため、国土交通省における建設リサイクル推進に向けた基本的な考え方、目標、具体的施策をとりまとめた計画
- ・これまで4回（1997、2002、2008、2014年）策定しており、今回、5回目となる「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定

2. 計画2020のポイント

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- ・建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- ・主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- ・これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

3. 計画期間・目標設定

- ・計画期間：最大10年間、必要に応じて見直し
- ・目標設定：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を推進

4. 主要課題

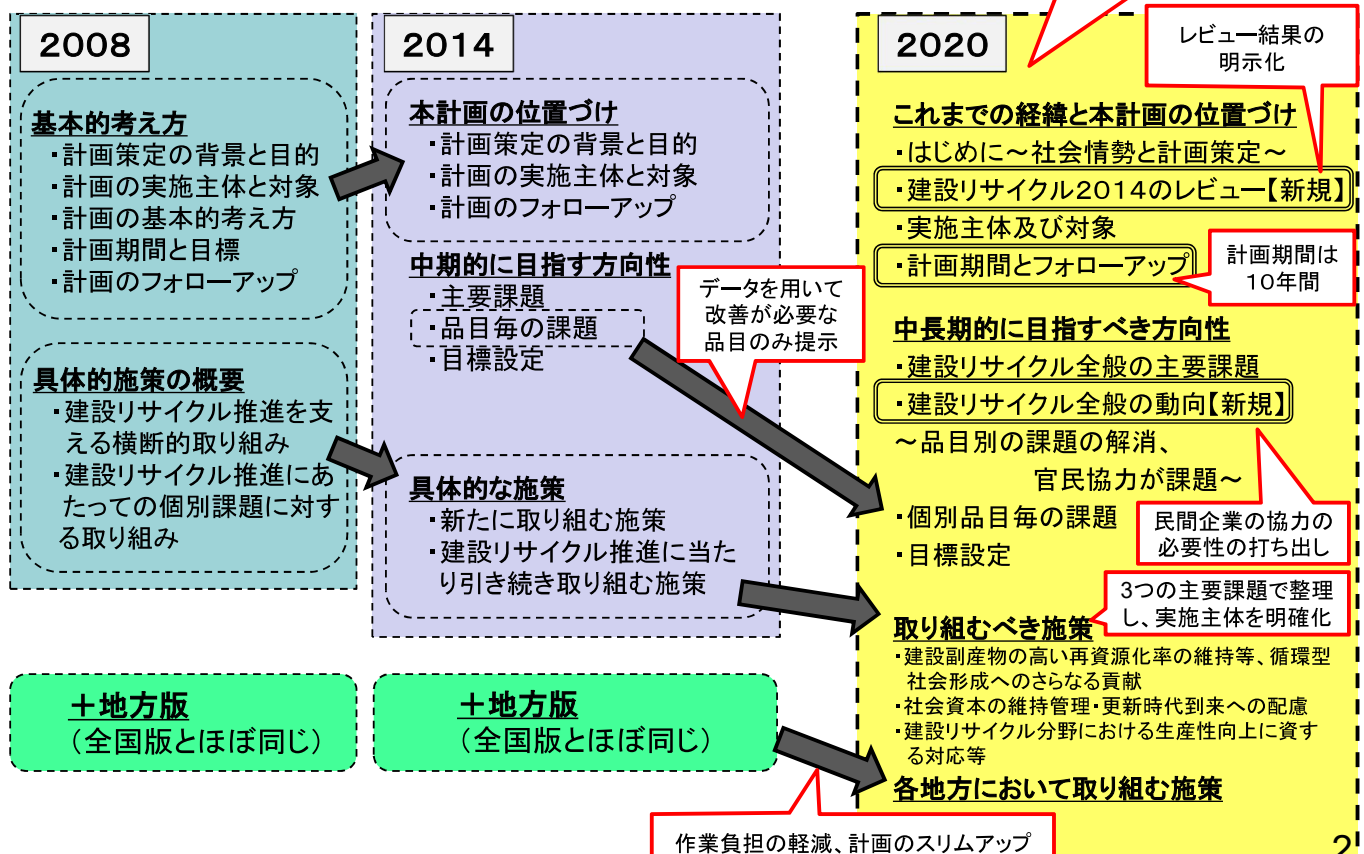
- ・以下の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ
 - ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
 - ②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮
 - ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

5. フォローアップ

- ・2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

1

これまでの計画との相違点



2

建設リサイクル推進計画2020の達成基準値

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土	有効利用率※2	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—

※1: 全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2: 建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

3

建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～における施策一覧 国土交通省

(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献 1 再生資材の利用促進 ○再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討 (継続、本省) ○グリーン調達による再生資材の利用推進 (継続、本省) ○再生資材の品質基準及び保証方法の確立 (継続、本省) 3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み ○建設混合廃棄物の現場分別の徹底 (継続、本省) ○廃石膏ボードの再生利用の促進 (継続、本省) ○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進 (新規、本省及び各地方協議会)		2 優良な再資源化施設への搬出 ○再資材化・縮減率の高い優良施設への搬出促進 (継続、各地方協議会) ○再資源化施設への搬出徹底 (継続、本省) 4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱の促進 ○建設発生土の需給動向の把握 (継続、各地方協議会) ○官民有効利用マッチングシステムの利用 (継続、本省及び各地方協議会) ○建設発生土の不適切な取扱への対応 (継続、本省及び各地方協議会)	
(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮 1 再生資材の利用促進【再掲】 5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み ○建設リサイクルガイドラインの改定 (継続、本省) ○リサイクル原則化ルール改定 (新規、本省) ○社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進 (継続、本省) ○住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進 (継続、本省) ○官庁施設の長寿命化に向けた取り組み (継続、本省)		3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み【再掲】 6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握 ○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握 (継続、各地方協議会) 7 激甚化する災害への対応 ○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進 (継続、各地方協議会)	
(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等 8 建設副産物のモニタリングの強化 ○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携 (継続、本省) ○建設副産物に係る情報交換システムの改善 (継続、本省) ○電子マニフェストの普及 (継続、本省) 9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用 ○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用 (新規、本省)		10 広報の強化 (継続、広報推進会議) ○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み ○建設発生土の有効利用に関する取り組み ○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み ○関係者と連携した取り組み 11 新技術活用促進 ○建設廃棄物のカスケード利用の促進 (継続、本省) ○NETISの活用 (継続、本省) ○試験研究に対する取り組み (継続、本省)	

4

建設廃棄物のリサイクル率

1990年代：約60%程度

2018年度：約97%

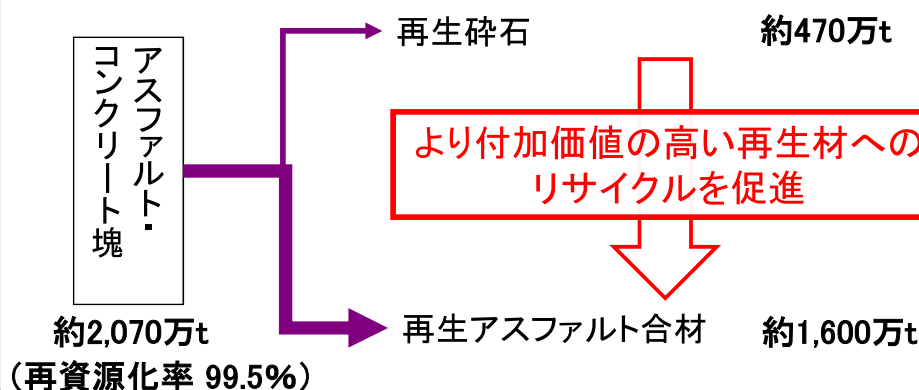
リサイクル率としてはほぼ100%に近く、着実に成果が結実

今後はリサイクルされた材料の利用方法に目を向けるなど、
リサイクルの「質」の向上が重要

リサイクルの「質」の向上に係る具体例

○より付加価値の高いものへのリサイクルの促進

(例：アスファルト・コンクリート塊のリサイクル)



5

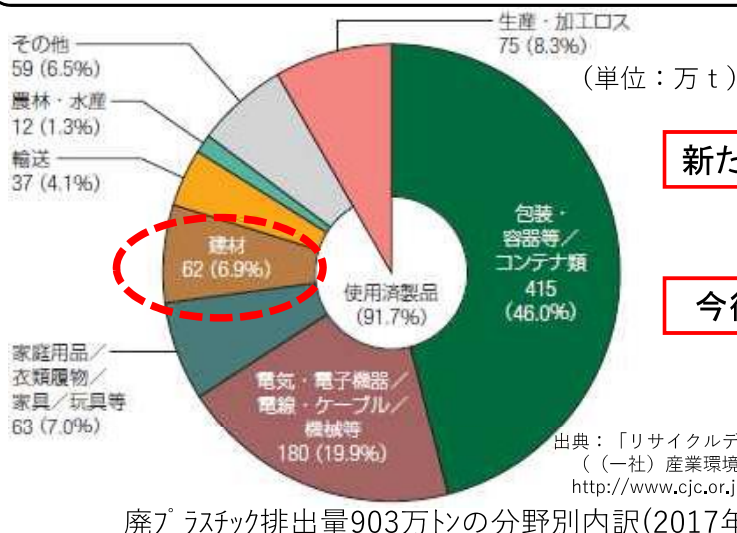
(1)建設副産物の高い再資源化率等の維持等
循環型社会形成へのさらなる貢献に係る施策

3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取り組み

○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進

(新規：本省及び各地方協議会)

○SDGsなど国際的に対応が求められている廃プラスチックについて、建設分野における排出量も大きいことから、これまでの計画では個別に扱っていなかった建設工事から発生する廃プラスチックの分別・リサイクルを促進。



新たに廃プラスチックを個別品目として着目

今後、データによるリサイクル動向の把握

今後、廃プラスチックのデータ等の収集・分析および、
産業廃棄物処理業者や民間企業との連携を促進し、必要に応じて目標の指標について検討

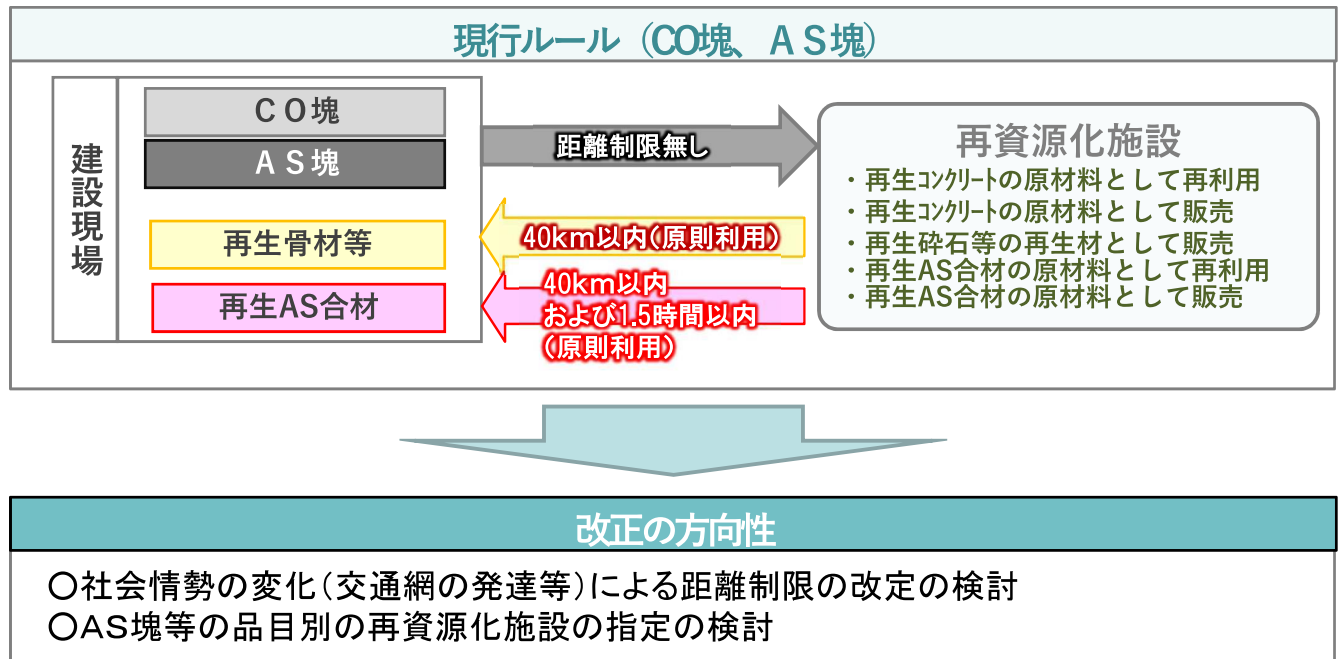
6

5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取組

○リサイクル原則化ルールの変更

(新規：本省)

○中期的に排出抑制、再資源化に資するため、現行のリサイクル原則化ルールについて、距離制限や搬出先となる再資源化施設の指定等の観点から改定を検討する。



7

(3)建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等に係る施策

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用

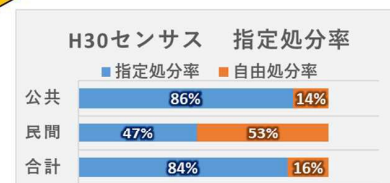
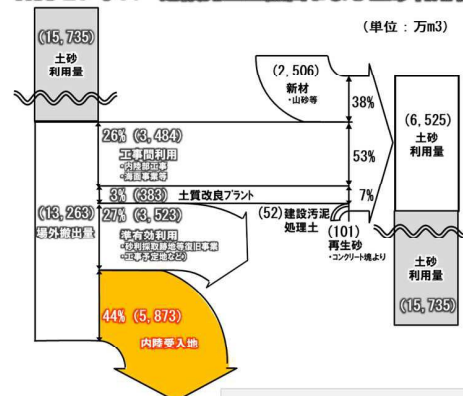
(新規：本省)

○建設発生土の発生元から最終の搬出先までの移動実態を把握することは、建設発生土の不適切な取扱いの抑制等にも資する可能性があるため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までを正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。

○建設発生土トレーサビリティシステムイメージ



H30センサス 建設発生土搬出および土砂利用状況



8

<建設発生土>

建設発生土については、不適切な処理により、環境保全上の支障が生じている事案も存在している。

不適切に処理されている建設発生土は、有効利用されなかった建設発生土の一部であると考えられ、一層の有効利用を図ることにより、有効利用されない建設発生土が減少し、結果的には不適切処理事案の減少に帰結すると考えられる。よって、建設発生土の有効利用に関する取り組みを、より一層積極的に進めていく必要がある。

建設発生土の有効利用の状況をみると、徐々にその有効利用状況が改善され、現在有効利用率は79.8%となっている。場外搬出される建設発生土は、他の建設工事での有効利用が期待されるが、その量、質、発生時期等が適合していることが必要である。このような建設工事間の調整の煩雑さも一因となり、建設発生土の有効利用率は、建設廃棄物の再資源化・縮減率と比較すると、やや低い水準となっている。

また、全体的な建設発生土の流れをみると、発生量は約2億9千万 m^3 となっているが、そのうち、現場内にて有効利用されている量は約1億6千万 m^3 である（図2-6）。つまり、現場から搬出される建設発生土は約1億3千万 m^3 となっている。そして、このうち、内陸受入地へ搬出されている建設発生土は、約6千万 m^3 と、現場から搬出されるものの4割以上を占めている。この中には、残土処分場に持ち込まれた土や工事での使用が未定の土等が含まれており、これらの土の一部が不適切に処理されている可能性が高く、今後は、適正な受入地等へ搬出する徹底した仕組みの構築や建設発生土のトレーサビリティ確保が課題であると考えられる。

また、公共工事においては、現場から搬出される建設発生土は、具体の搬出先を発注者が指定する指定処分となっており、国発注工事においては、ほぼ全ての工事で指定処分が適用されている。一方で、自治体発注工事では、指定処分が適用されていない工事も存在し、結果として、指定処分されていない公共工事は14%程度を占めている（図2-7）。よって、自治体発注工事等における指定処分の拡大により、行き先が不明確な土等の発生自体を抑制することも課題である。

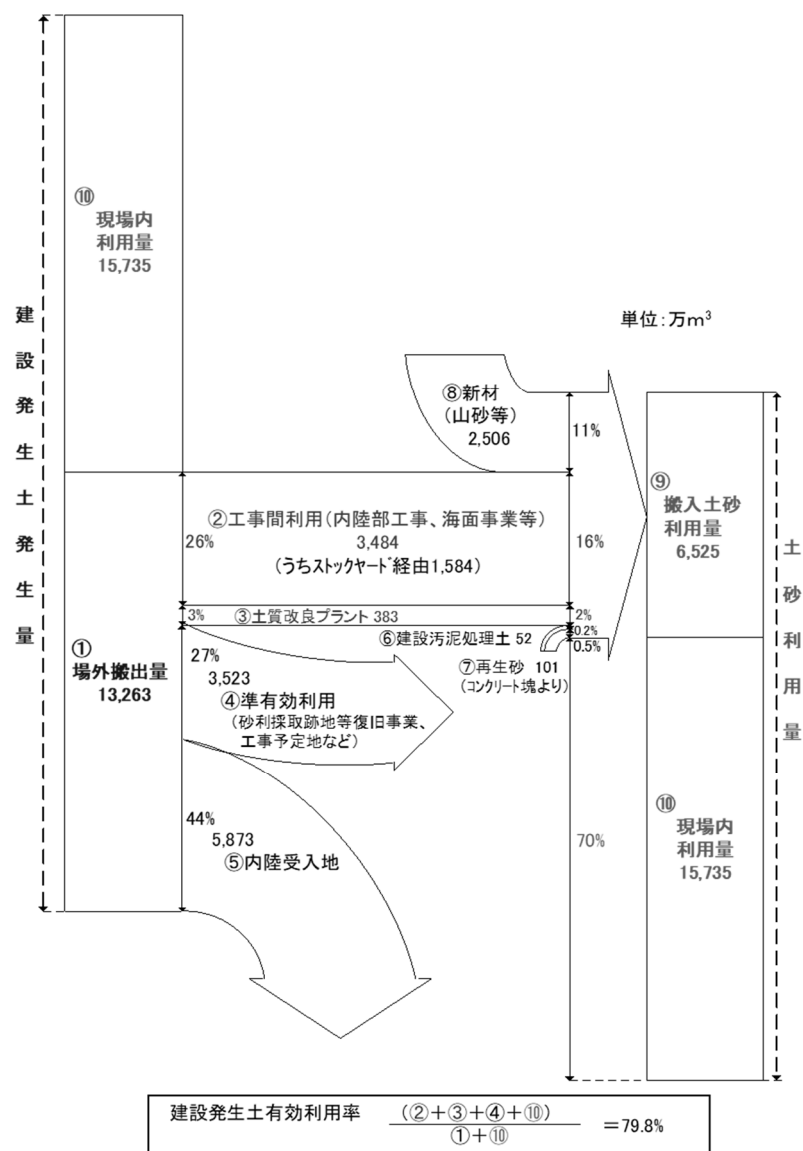


図 2-6 建設発生土のフロー¹⁵

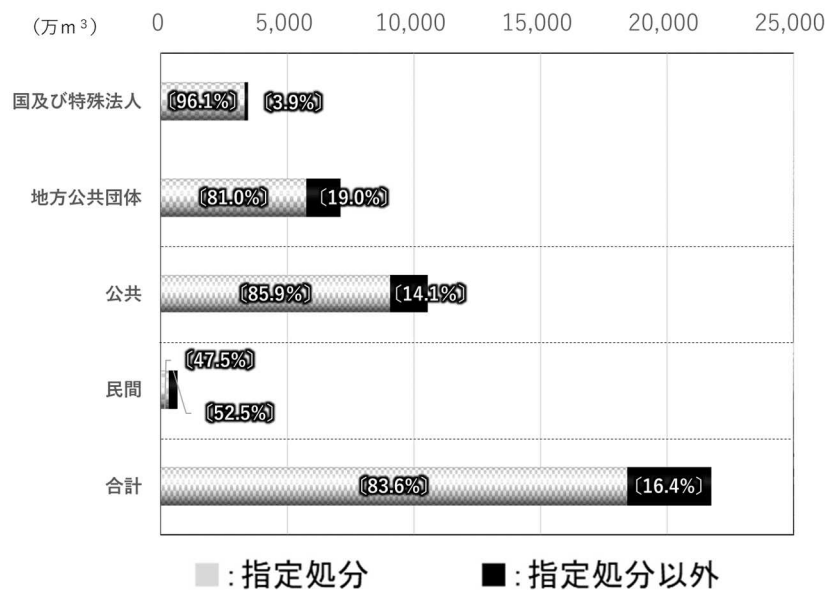


図 2-7 指定処分量及び指定処分率 (土木工事のみ対象)

¹⁵ 平成 30 年度建設副産物実態調査結果 (国土交通省)

<建設汚泥>

建設汚泥は場外搬出量の 83%が建設汚泥再生品として再利用できるよう再資源化されており、そのうち、約 50%は盛土材として利用できる建設汚泥処理土、約 13%は流動化処理土、約 11%は再生砂・砂利となっている。これらを利用するためには、廃棄物処理法における廃棄物の扱いを考慮し、「自ら利用」や「再生利用制度」の活用、「有償での売却」を行う必要がある。

最も割合が高い建設汚泥処理土を見ると、盛土材としては、建設発生土と競合しているが、建設発生土を工事間で利用する場合は無償利用、最終処分等を行う場合は処分費を支払う現状があるため、現段階では、建設汚泥処理土の「有償での売却」は極めて限定的なものになると考えざるを得ない。よって、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成 18 年 6 月）に基づき、「自ら利用」、「再生利用制度」を活用した建設汚泥処理土の利用促進を図る。

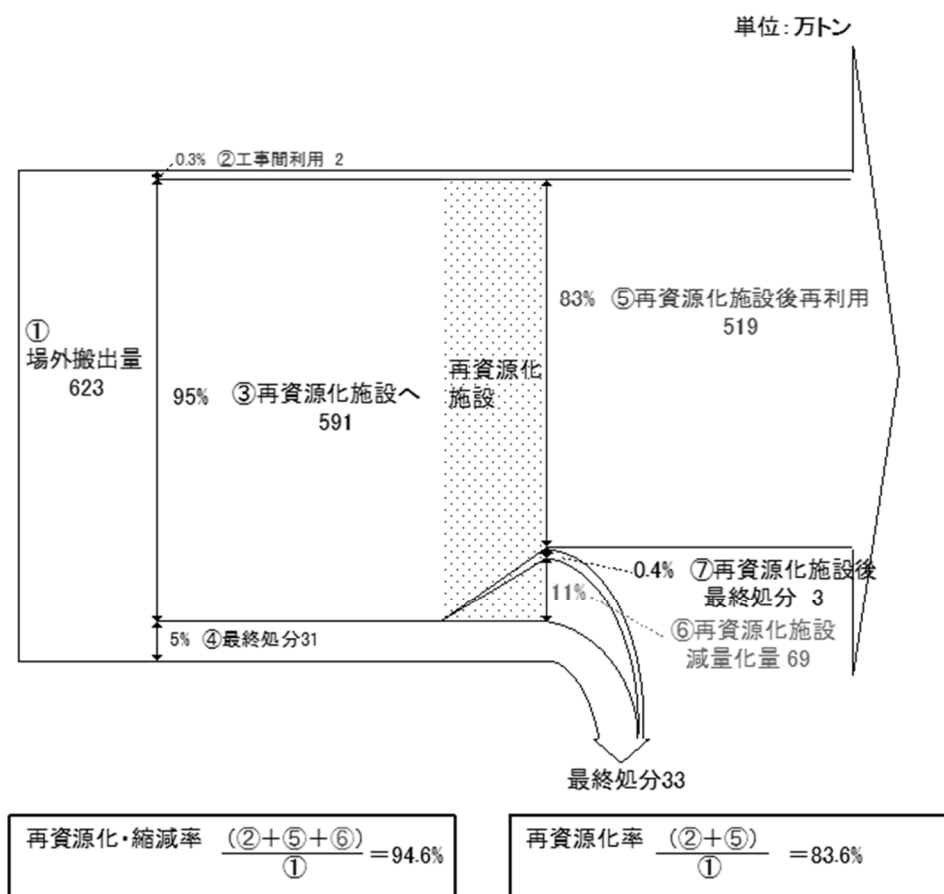


図 2-10 建設汚泥のリサイクルフロー¹⁹

¹⁹ 平成 30 年度建設副産物実態調査結果（国土交通省）